

○患者搬送業務に関する基準（認定基準）

1 基本的事項

- (1) 患者搬送の業務を行う事業者（以下「事業者」という。）は、患者搬送業務（以下「本サービス」という。）の社会的影響の重要性に鑑み、本サービスの利用者や国民の信頼を確保しつつ、健全な発展を図ることを社会的責務として自覚し、事業を行うにあたり守るべき事項を定めた「一般財団法人医療関連サービス振興会倫理綱領」を遵守しなければならない。
- (2) 事業者は、医療機関で行われる業務と同様に、質の高い本サービスを行うために、医療機関との緊密な連絡のもとに業務を行わなければならない。また、事業者は、医療機関との意思の疎通を図り、問題点の改善のため努力する意思とこれを具体的に実施していく能力を有しなければならない。

2 本サービスの受託について

重篤な状態であって、緊急の医学的処置又は手術が必要と主治医により判断された患者等を搬送することは好ましくない。

3 サービスの提供体制等

事業者は次の全てを充たしているものでなければならない。

(1) 受託責任者の配置

事業者は、十分に質の確保された業務遂行のため、下記の点について十分な知識・経験を有する受託責任者を配置しなければならない。

- ① 医療機関の社会的役割と組織
- ② 搬送中の患者等に対する介助要領・観察要領及び応急手当
- ③ 医療法、医師法等の医療関係法規、道路運送法、道路交通法等運輸関係法規及び労働関係法規
- ④ 搬送業務に係る医療保険制度

(2) 受託責任者の資格

受託責任者は、以下の条件を全て充たすものでなければならない。

- ① 上記(1)に定めた知識・経験を有すること
- ② 3年以上の本サービスの業務の経験を有すること
- ③ 一般財団法人医療関連サービス振興会（以下「振興会」という。）が指定する特定の講習会を修了したこと

(3) 従事者の配置

事業者は、搬送のため、十分な知識・技術を有した以下の業務を行う従事者（以下「従事者」という。）を必要数確保しなければならない。

- ① 患者等の搬送の用に供する自動車（以下「搬送用自動車」という。）の運転
- ② 用手法による気道確保、胸骨圧迫心マッサージ、呼気吹き込み法による人工呼吸、安静及び必要な体位の維持、保温等の応急手当を適切に行うための知識・技能
- ③ 体温、脈拍、呼吸数、意識状態、顔色の観察等の観察要領
- ④ 同乗者、積載資器材等、患者等の状態に応じた搬送体制について、主治医との必要な連携
- ⑤ 患者、家族等との連絡
- ⑥ 搬送用自動車及び積載資器材の消毒の方法並びに保守管理の方法

なお、適切に本サービスの遂行ができる場合には、兼務は差し支えない。

(4) 従事者の研修

事業者は、従事者の十分な知識・技術を確保するため、振興会が実施又は指定する特定の講習会に参加させるなど、適切な研修・訓練を行わなければならない。また、研修に関する記録を作成、保管しなければならない。

① 初任者研修

本サービスに初めて従事するものに対しては、事業者の責任において研修・訓練を行わなければならない。

なお、搬送及び患者、家族等との対応については、受託責任者の指導のもとで所定の時間をかけて実地に研修・訓練を行う必要がある。この場合、患者、家族等に対して不安や不快を与えないように、その内容は受託責任者の責任で十分に考慮されたものでなければならない。

② 通常の研修・訓練

事業者は、本サービスの水準を維持、改善するため、常に研修・訓練に努めなければならない。また、その企画と実施については、受託責任者の指導のもとで、必要な時間をかけて実施しなければならない。

③ 研修項目

研修項目は以下の事項を含んでいる必要がある。

ア. 医療機関の社会的役割と組織

イ. 搬送業務に係る医療保険制度

ウ. 搬送患者等の介助の方法

エ. 搬送途上の患者等の急変に対する応急手当の方法として、用手法による気道確保、胸骨圧迫心マッサージ、呼気吹き込み法による人工呼吸、安静及び必要な体位の維持、保温等の方法

- オ. 患者等の観察要領として、体温、脈拍、呼吸数、意識状態、顔色の観察等の方法
- カ. 搬送用自動車及び積載資器材の消毒又は滅菌方法並びに感染防止策
- キ. 搬送用自動車及び積載資器材の点検・必要な保守の方法及び故障時の対応
- ク. 主治医との連携として、搬送にあたって事前に医師に説明すべき事項及び搬送途上の患者等の急変の際に医師に連絡すべき事項
- ケ. 患者、家族等との対応の方法及び秘密の保持

(5) 従事者の健康管理

事業者は、従事者の疾病の早期発見及び健康状態の把握のため、適切な健康管理を行わなければならない。また、健康管理に関する記録を作成、保管しなければならない。

(6) 搬送用自動車の構造

事業者は、本サービスの提供にあたり、主治医の判断に基づき必要な構造の自動車を準備しなくてはならない。下記の構造の自動車を事業所ごとに最低1台は備えている必要がある。

- ① ストレッチャー又は車椅子を確実に固定できること
- ② 自動車電話又は携帯電話を備えていること
- ③ 十分な緩衝装置を有すること
- ④ 換気及び冷暖房の装置を備えていること
- ⑤ 医師を同乗させる場合にあつては、医師が医療上の処置を行うために必要な広さを有すること

(7) 積載資器材

事業者は、本サービスの提供にあたり、主治医の判断に基づき必要な積載資器材を準備しなくてはならない。下記の積載資器材を備えている必要がある。

- ① 担架、枕、敷物、毛布、体温計、膿盆、汚物入れを搬送用自動車ごとに積載していること
- ② 医師を同乗させる場合にあつては、医師の同乗に備えた資器材として、聴診器、血圧計、心電計、手動又は自動人工呼吸器一式、酸素吸入器、吸引器及び点滴架設備を事業所ごとに最低1組は有すること

(8) 搬送用自動車及び積載資器材の消毒

事業者は、搬送用自動車及び積載資器材を適切な方法により定期的及び毎使用後に消毒を行うことにより、その清潔を保持しなければならない。また、主治医より消毒について特別な指示があった場合には、指示に基づいた消毒を行わなければならない。

4 サービスの実施方法

(1) 主治医との連携

事業者は、主治医に対し搬送用自動車の構造及び積載資器材、従事者の資質等業務の内容を十分に説明し、主治医の判断に基づき患者等の状態に応じた適切な搬送用自動車及び積載資器材並びに同乗者により本サービスを行わなければならない。

また、搬送途上において患者等の容態が悪化した場合で、主治医がこれに対する医療上の処置が緊急に必要と判断した場合には、速やかに最寄りの医療機関に搬送するなどの対応により、患者等に対して適切な医療上の処置がなされるよう努めなければならない。

(2) 消防機関との連携

事業者は、必要に応じ、消防機関と連携を図らなければならない。

(3) 従事者等の同乗

事業者は、主治医と相談のうえ、下記のとおり患者等の容態に応じた適切なものを同乗させ、当該患者等を搬送しなければならない。

① 主治医により搬送途上に医療上の処置を要すると判断された患者等の搬送にあたっては、医療機関より医師等の同乗を求め、その同乗を得て搬送を行うこと。

② 主治医により搬送途上に医療上の処置を要しないと判断された患者等の搬送にあたっては、原則として、運転手以外に患者等の付添いのための従事者を同乗させること。ただし、付添いのための家族等が同乗することを前提に主治医が判断した場合には、その限りでない。

なお、前記3-(6)、(7)及び4-(3)に示す同乗者、搬送用自動車の構造、積載資器材の関係は別表のとおりである。

(4) 業務の案内書

事業者は、医療機関の求めに応じ、医療機関からの照会に対応できるよう、業務案内書を作成し、次の事項を明記しなければならない。

- ① 業務の管理体制
- ② 搬送用自動車の構造及び積載資器材
- ③ 配置人員
- ④ 提供するサービスの内容
- ⑤ 運賃その他の利用料金

(5) 標準作業書、作業記録等

事業者は、業務の質の確保を図るため、業務担当者の作業手順を明確化すべく標準作業書を作成し、また、各作業手順の内容を確認するため作業記録を作成しなければならない。標準作

業書、作業記録等は、適切に保管し、医療機関の求めがあった場合、開示できるようにしておかなければならない。

① 搬送標準作業書

- ア. 患者等を出発場所から運び出すときの主治医への確認事項
- イ. 搬送途上の患者等の急変に対する応急手当の方法として、用手法による気道確保、胸骨圧迫心マッサージ、呼気吹き込み法による人工呼吸、安静及び必要な体位の維持、保温等の方法
- ウ. 患者等の観察要領として、体温、脈拍、呼吸数、意識状態、顔色の観察等の方法
- エ. 主治医との連携として、搬送にあたって事前に医師に説明すべき事項及び搬送途上の患者等の急変の際に医師に連絡すべき事項
- オ. 患者等を目的の場所に引き渡すときの確認事項等が手順に沿って記載されていなければならない。

② 搬送用自動車、積載資器材の保守点検標準作業書

搬送用自動車及び積載資器材につき自ら行う保守点検の方法、滅菌又は消毒の方法及び故障時の対応について記載されていなければならない。

③ 搬送記録

事業者は、旅客自動車運送事業等運輸規則（昭和31年8月1日 運輸省令第44号）第25条第1項に掲げる事項及び同乗者・積載資器材とその判断をした主治医の氏名を運転者ごとに記録させなければならない。

④ 搬送用自動車、積載資器材の保守点検作業記録

搬送用自動車及び積載資器材につき常時及び定期的に行う保守点検・消毒作業について、保守点検項目、作業年月日、保守点検・消毒作業者が記載されていなければならない。

更に、保守点検作業による保守点検結果を記録していなければならない。

(6) 標準作業書の徹底

事業者は、標準作業書に基づき業務を行うよう従事者に徹底しなければならない。

(7) 患者、家族等との対応

従事者は、患者、家族等に身近で接する機会があることから個人のプライバシーを侵害することのないよう特に注意しなければならない。正当な理由がなく、その業務を通して知り得た事実は、決して他言してはならない。

更に、医療上の指導と紛らわしい言動は、患者、家族等に誤解や不安を与え、ひいては医療そのものに悪影響を及ぼす結果となるので、決して行ってはならない。

(8) 長距離搬送を行う場合の留意事項

長距離搬送を行う場合、搬送途上での緊急時の対応がなされるよう出発地の医師の同乗を求めることが必要である。

また、医師が同乗しない場合には、緊急時に備え、事前に搬送経路に立地する医療機関との間で、搬送用自動車への医師の同乗や患者の受入れ等についての連携体制を確立したうえで本サービスを提供しなければならない。

この場合、搬送用自動車及び積載資器材については医師が同乗することを前提としたものしなければならない。

5 運送約款の明示

事業者は本サービスの提供にあたっては、道路運送法施行規則（昭和26年8月18日 運輸省令第75号）において一般旅客自動車運送事業者につき定める運送約款を明示しなければならない。なお、運送約款には、以下の点を盛り込んでおかなければならない。

- (1) 事業の種類
- (2) 運賃及び料金の収受又は払戻しに関する事項
- (3) 運送の引受けに関する事項
- (4) 運送責任の始期及び終期
- (5) 免責に関する事項
- (6) 損害賠償に関する事項

6 苦情処理と損害賠償

- (1) 事業者は、本サービスに関する苦情の発生に対しては、迅速かつ円滑な処理が行えるよう、窓口を設け、その連絡先を、医療機関、患者及び家族に明示しなければならない。
- (2) 事業者は、苦情の処理について、調査、対応方針の決定、医療機関及び患者への対応、記録及び改善等に関する社内体制を整備しなければならない。
- (3) 事業者は、損害賠償が迅速かつ円滑に行えるよう賠償責任保険に加入するなど、賠償資力の確保に努めなければならない。

付 則（平成10年9月28日一部改正）

1. 申請時、本サービスの提供を行っていないため、調査・確認ができないもの（作業記録等）については、サービスの提供の開始後に行うものとする。
2. 施行期日
この認定基準の一部改正は、平成11年2月1日の認定から適用する。

〈別表〉

	同乗者	自動車	資機材
基本的事項	主治医の判断に基づき患者の状態に応じた適切なものを同乗させること	<ul style="list-style-type: none"> ① ストレッチャー、車椅子等を確実に固定できること ② 自動車電話又は携帯電話を備えていること ③ 十分な緩衝装置を有すること ④ 換気及び冷暖房の装置を備えていること 	① 担架、枕、敷物、毛布、体温計、膿盆、汚物入れ
搬送途上に医療上の措置を要する患者	医師	上記、①②③④に加えて⑤医師が医療上の処置を行うために必要な広さ	上記①にくわえて②聴診器、血圧計、心電計、手動又は自動人工呼吸器、酸素吸入器、吸引器及び点滴架設設備
	看護婦等	上記①②③④に同じ	上記①に同じ
搬送途上に医療上の措置を要しない患者	従事者	上記①②③④に同じ	上記①に同じ